

2026 年 秋田県高校生長期留学派遣事業 ～わか杉のさと奨学金～ 募集要項

1. 目的

秋田県高校留学推進委員会および公益社団法人 日本国際生活体験協会は、“挑戦したい”という気持ちを応援すべく、以下に示すような秋田県内の全ての高校生を対象として、全額助成の長期留学制度への参加者を募集する。この機会を通して故郷秋田への理解を深めるとともに、秋田をはじめ日本や世界で活躍する未来のグローバルリーダーを育成する。

- ・ 新しい物事に果敢に挑戦する意思がある生徒
- ・ 将来秋田、日本、そして世界でグローバルに活躍することを希望する生徒
- ・ 秋田の良さや課題を様々な視点で認識し、海外経験を通してその知見をさらに深め、将来に生かす意欲がある生徒

当該事業を理解し、留学を希望するものを次の通り募集する。

2. 主催

秋田県高校留学推進委員会（以下、「委員会」という）

3. 事業実施団体

公益社団法人 日本国際生活体験協会（EIL Japan、以下、「EIL」という）

4. 留学先

＜A コース＞

アルゼンチン、フィリピン、エストニア、ドイツ、ベルギー、イタリア、メキシコ、台湾、タイ

＜B・C コース＞

EIL 高校生交換留学プログラム 2026 年夏派遣プログラム 全派遣国

※派遣国については EIL 高校生交換留学プログラム 2026 年派遣生募集パンフレット p. 23 参照

5. 留学の派遣期間、募集人数

派遣期間	留学開始時期	募集人数
1 学年間 (約 10 か月)	2026 夏	若干名

6. 経費助成額

＜A コース＞世帯所得：700 万円以下の方が対象

対象者：本奨学金趣旨に賛同し、かつ経済的支援が必要とされる生徒

- ・ プログラム参加費用全額
- ・ 燃油サーチャージおよび航空関係諸税等
- ・ オリエンテーション会場までの往復交通費（新幹線代相当）

＜B コース＞世帯所得：700 万円以上 1,000 万円未満の方が対象

対象者：本奨学金の趣旨に賛同し、かつ経済的支援が必要とされる生徒

・プログラム参加費用：80 万円～150 万円を上限とする奨学金

※EIL から請求されるプログラム参加費用（残金）から差し引かれます。

※支給額は選考結果およびその他の事情を考慮した上で決定し、内定通知にて通知します。

＜C コース＞世帯所得：1,000 万円以上の方が対象

対象者：本奨学金の趣旨に賛同し、将来的に秋田県の実業に寄与できる可能性のある人材

・奨励金：30 万円

※EIL から請求されるプログラム参加費用（残金）から差し引かれます。

〔留学経費としてプログラム参加費に含まれないもの（自己負担）〕

1 旅券・ビザ申請諸費用

ビザ申請にあたり、本人および保護者が領事館または大使館まで出頭の必要な場合がある。

2 英文健康診断書作成、予防接種費用

派遣先国より各種予防接種の接種が求められる場合がある。日本では輸入ワクチンしかない予防接種もあり、1 本あたりの接種が 1 ～ 2 万円前後する場合がある。

3 自宅から成田または羽田空港までの往復の交通費

4 燃油サーチャージおよび航空関係 諸税等（A コースは助成対象）

5 EIL 出発前オリエンテーション会場までの往復交通費（A コースは助成対象）

6 授業料は免除されるが、実験・実習費、教科書代、通学交通費等、一定額の学校経費の負担を求められる場合がある。

7 海外旅行保険料（20 万円～50 万円程度）

8 個人的経費（お小遣い等）

※以上、①～⑧の目安として最低でも約 50 万円以上の費用負担がある。

※プログラム費用の詳細については EIL 高校生交換留学プログラム 2026 年派遣生募集パンフレット p. 24 参照

7. 応募資格

以下の①～⑥のすべてに該当する者。

① 2008 年（平成 20 年）4 月 2 日～2010 年（平成 21 年）4 月 1 日に生まれた、出願時に秋田県内の高等学校に在籍する、高校 1 年生～高校 2 年生

② 留学先への渡航までの期間、秋田県内の学校に在籍していること

③ 高校生交換留学を強く希望する者

④ 学業成績は、中学 1 年から現在までの全教科についての学年末成績および最新学期成績において、5 段階評価の場合「1」または「2」が含まれていないこと

⑤ 就学状況及び生活状況について適時報告できること

⑥ 心身ともに健康であること

※派遣国別に特定の要件がある場合がある。「EIL 高校生交換留学プログラム」2026 年募集パンフレット 24 ページを参照すること。

8. 選考の流れ

	日時	備考
(1) 英語応用力試験申し込み	9 月 4 日（木）10 時まで	オンラインにて申し込み
(2) 受験番号通知	9 月 9 日（火）	自宅宛に発送
(3) 英語応力試験受験	9 月 14 日（日）	

(4) 英語応力試験結果通知	9 月末頃	結果に応じて出願できる派遣国が異なります
(5) 選考書類提出	10 月 10 日（金）必着	
(6) 1 次選考試験結果通知／ 2 次選考試験案内	11 月上旬頃	
(7) 2 次選考試験	11 月 16 日（日）	
(8) 2 次選考試験結果通知	11 月下旬頃	
(9) キックオフミーティング	12 月上旬頃	

(1) 英語応力試験申し込み

希望者は以下のオンラインフォームから申し込みを行うものとする。

申込フォーム URL（右の QR コードからもアクセス可能）

<https://forms.gle/qwDjLpifn7MHuhg3A>



(2) 受験番号通知

英語応力試験の詳細および受験番号を(1)にて記載した住所宛に郵送する。

(3) 英語応力試験受験

	英語応力試験
試験日（時間）	9 月 14 日（日）
試験会場	秋田拠点センターALVE 洋室 B
試験科目	・ 英語（ELTiS 70 分間）

ELTiS 参考ページ：<http://www.eltistest.com/>

<http://tofl.jp/eltis/>

(4) 英語応力試験結果通知

英語応力試験の結果を自宅宛に通知する。派遣国に応じて、必要となるスコアが異なる。願書の希望国の記入にあたっては十分注意すること。

英語応力試験結果を受けて、受験辞退をする場合は、期間内に事業ホームページ上（<https://eiljapan.org/akita>）の辞退フォームから申し込むこと。

(5) 選考書類提出

希望者は次の書類等を郵送にて提出するものとする。各様式は EIL のホームページからダウンロードが可能。

出願書類		留 意 事 項
1	願書（様式 1）	出願コースに応じて様式が異なる。出願コースの併願は不可。
2	中学校成績証明書または通知表のコピー	中学 1 年から 3 年まで、それぞれの学年末の成績および出欠状況がわかるもの
3	高校成績証明書または通知表のコピー	最新学期の成績および出欠状況までが記載されているもの
4	学校の先生からの評価表（様式 2）	在籍校の先生へ記入依頼をすること

5	課題作文	内容：他の人ではなくあなたがこの事業で留学するのに相応しいと（留学すべきだと）思う理由 字数制限および指定様式はないが、原稿用紙を使用し、手書きすること
6	所得証明書（全項目） 令和 7 年度分（算定期間令和 6 年 1 月～1 2 月）	生計維持者全員分の所得証明書。 学生本人との同居・別居の別、収入の有無・多寡は問いません。父母ともにいない場合は、学生本人の学費や生活費を負担している人（複数いるときは主な人）1 名が「生計維持者」となる。 ・生計維持者が 2 名いて給与所得者と給与所得以外の場合、主に生計を支えている人（所得額が高い方）の所得内容によって応募の可否は判断される。 ・主に生計を支えている人の収入が、給与所得と給与所得以外がある場合は、給与所得以外の世帯として判断される。 ・父母が離婚しており、親権のない父または母と同居している場合は、父母両方を生計維持者と見なす。 ・父母が離婚後に再婚していて同居している場合は、親権がない方（再婚相手）も生計維持者と見なします。再婚には事実婚も含む。 ※本証明書は、収入・所得の金額、市県民税の課税額、扶養等の控除額が記載されている、在住市町村発行の個人別の書類である。世帯まとめでの発行書類や、課税証明書ではないので注意すること。

※提出された応募書類は一切返却しない。

受付期間：2025 年 10 月 6 日（月）～10 月 10 日（金）必着

提出先（問い合わせ先）：

公益社団法人 日本国際生活体験協会（EIL）

〒112-0002 東京都文京区小石川 2-5-12

TEL：03-5805-3451

e-mail：ayp2026@eiljapan.org

(6) 1 次選考試験結果通知／2 次選考試験案内

第一次試験（書類・英語応用力試験）の結果については、2025 年 11 月上旬に自宅宛てに通知する。なお、第一次試験通過者に対し、第二次試験（面接）を行う。試験会場等については、結果と併せて通知する。

2 次選考試験

	第二次試験（面接）
試験日（時間）	11 月 16 日（日）
試験会場	国際教養大学 D 棟
試験科目	保護者（親権者）及び受験生の面接 （1 時間程度）

※アメリカ派遣希望者は、面接と別に英語応用力試験（ELTiS2.0）を実施する。
ELTiS2.0 の受験には ELTiS2.0 受験料 3,300 円が発生する。詳細は一次試験結果通知時に対象者に案内する。

- (7) 2 次選考試験結果通知
2 次試験の結果（内定）については、11 月上旬頃に本人へ通知する。
選考の経過及び決定の理由については公表しない。

9. 留学内定者の決定

- (1) 第 1 次選考試験及び第 2 次選考試験の合格者を留学内定者とする。
- (2) 書類に虚偽が発見された場合及び本事業の留学内定者としてふさわしくないと判断される行為があった等の場合は、決定後であってもこれを取り消すことがある。

10. 留学生の義務について

- (1) 奨学生は、派遣内定後、留学中および帰国後に課題・報告書・写真の提出が求められる。提出された報告書および写真は奨学金の原資である寄付を行った方々に報告され、活動の様子などは委員会、EIL、寄付者等のホームページや SNS、報道機関の記事等に掲載する。その際、本名および学校名を提示する。
- (2) 留学先で懲戒処分を受けた場合、もしくは休学・長期欠席により学業継続の見込みがなくなった際には速やかに報告すること。
- (3) 留学先では派遣先国の法律や社会のルールを遵守し、学業に専念すること。
- (4) 帰国後 30 日以内に、留学報告書及び成績証明書またはそれに代わる書類を委員会に提出すること。帰国後の住所が留学前と異なる場合には、その変更についても報告する義務がある。
- (5) 委員会および EIL が指定する事前研修プログラムへの参加を必須とする。
- (6) 帰国後、成果報告会への参加、事業周知及び後輩指導への協力義務がある。

11. 留学生の派遣中止について

留学生が以下の事項に該当した場合には、派遣を中止することがある。派遣中止の場合、2026 年「EIL 高校生交換留学プログラム」募集パンフレットに基づき、取消料を請求する場合がある。

- (1) 応募資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 出願書類の記載事項に虚偽があったとき。
- (3) EIL および委員会からの課題提出を怠ったとき。
- (4) 留学目的達成の見込みがないと判断されたとき。
- (5) 留学生たるにふさわしくない行為があったとき。
- (6) 留学参加規約に違反する行為があったとき。
- (7) その他、上記以外の事情により秋田県高校留学推進委員会において、派遣の中止が適当と判断したとき。

12. 申請書等に記載された個人情報の利用について

- (1) 委員会および EIL が海外留学支援事業に関して取得する個人情報は、本事業に関する業務に限定して使用するものとする。また、当委員会および EIL においては、留学生情報の厳重管理により個人情報の保護には万全を期す。
- (2) 申請書に記載された連絡先に、本事業についての連絡をすることがある。

13. 募集説明会について

※説明会は事前申込が必須。申込はホームページ（以下記載 URL 参照）またはメール（akita.studyabroad@gmail.com）から行うこと。

※出願にあたって説明会参加は必須ではないが、高校留学への理解を深める観点からも、保護者も含めた参加を強く推奨する。

第1回：オンライン

日時：6月21日（土）

場所：オンライン（ZOOM）

申込：<https://us02web.zoom.us/meeting/register/0CVCfSpgSjK8Due4Vn8tkA>
（右 QR コード）



第2回：対面

日時：7月13日（日）午後3時半～午後5時半

場所：秋田市文化創造館 スタジオB

申込：<https://forms.gle/5rBpsLteVLic9BnR7>（右 QR コード）

